

第45回広島2人デモ

2013年4月19日(金曜日) 18:00 ~ 19:00 毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です

調査・文責: 哲野イサク
チラシ作成: 網野沙羅
連絡先: sarah@inaco.co.jp



広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日からはじめたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ学び、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシ内容をご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。私たちも素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。幸いです。

関電

黙っていたら“YES”と同じ

危険で違法な

大飯原発再稼働を止めましょう

原発容認・現状肯定の日本の司法(大阪地裁)

私たちの生存権は守れない

政府・電力業界・経済界と一体化した日本のマスコミ

本日のトピック

放射線被曝に安全量はない

世界中の科学者によって一致承認されています。

- 原発安全神話 100% 肯定の大阪地裁却下決定
－ 関電大飯原発運転差し止め仮処分命令申し立て事件
- 福島原発危機は続いている－危機的状況を全く報じない大手マスコミ
検証してみよう、3.11以降マスコミは何を報じたか

原発安全神話 100% 肯定の大阪地裁却下決定 － 関電大飯原発運転差し止め仮処分命令申し立て事件

どうもこの世の中、「反原発」だの「反被曝」だのという以前の大きな問題が横たわっているようです。司法の独立・中立・公平性が根本から蝕まれています。裁判所もどうも全体としていけば、原発擁護あるいは黙認体質のようなのです。

『おおひ原発止めよう裁判の会』という市民グループが関西地方にあります。この市民グループが関西電力大飯原発3号機・4号機の運転差し止め仮処分命令を出すようにと大阪地方裁判所に申し立てしていたのですが、2013年4月16日大阪地裁第1民事部(小野憲一裁判長)は、この申し立てを却下する決定を下しました。その決定文の骨子を右の表にまとめておきました。『決定理由骨子』の1番目に書かれているようにこの事件の争点の大きな一つは『大飯原発を再稼働することが安全かどうか』と言う点です。まず申し立てを受けた関電(債務者)が、安全であることを主張・立証しなければなりません。関電はともあろうに2012年4月12日の夕刻の民主党野田政権のいわゆる『4大臣会合』での「安全宣言」を根拠として持ち出しました。すなわちこの時、大飯原発の再稼働を急ぐ野田政権は、『暫定基準』なるものを旧原子力・安全保安院に作らせて、その「安全基準」に大飯原発が適合しているから、という理由で『安全宣言』を行い、再稼働の地ならしをしました。ところで日本の法律体系はどこを押しても、内閣に「ある特定の原発の運転が安全かどうかを判断する」権能を与えていません。権能だけでなく、内閣にはその能力もありません。内閣に与えられているのは「政治判断」の権能です。このチラシに一貫して「違法な大飯原発の再稼働を止めましょう」というスローガンを掲げていますが、「違法」とはこの4大臣会合の『安全判断』を指しています。その後野田政権は、2012年6月に、「電力不足から国民生活を守るため」という「再稼働政治判断」を行い、違法な「安全宣言」の辻褄を合わせます。そして大飯原発再稼働につっぱしっていくわけです。

関電が何をもち出そうが自由ですが、大阪地裁の小野裁判長が、2013年4月の時点になってもでっち上げた『暫定基準』を「安全基準として妥当性がある」と判断したのは驚きです。というのは、この暫定基準は「原発は苛酷事故を起こさない」とする『原発安全神話』に基づく「暫定基準」だからです。福島原発事故を受けて現在の原子力規制委員会は180度方針を変更しました。『原発安全神話』を捨て、『原発は苛酷事故を起こすもの』として規制基準を作成し、この7月から施行の段取りで進んでいるからです。2012年4月12日の暫定基準は今となっては『古証文』です。この古証文を持ち出した関電の心臓も相当なものです。これを「合理性がある」と認めた大阪地裁・小野裁判長の「原発擁護姿勢」も相当なものです。

日本の裁判所、大阪地裁、小野裁判長の世界には「福島原発事故」は存在していないようです。これは『原発安全神話』100%肯定の裁判所決定です。スペースがないので個別の問題には触れません。右別表をご覧ください。要するに裁判所は「依らしむべし、知らしむべからず」体質だということです。

関西電力大飯原発 3・4 号機 運転差し止め仮処分命令申し立て事件 債権者(原告) 申立却下決定

2013年4月16日 大阪地裁第1民事部 決定(小野憲一裁判長)
債権者(原告): おおひ原発止めよう裁判の会
債務者(被告): 関西電力

決定理由骨子

1. 原発運転差し止め請求を受けた場合には、関西電力(債務者)に安全であることを主張する義務がある。関電が主張し合理性があると認めた場合には、債権者が具体的に危険性があることを主張しなければならない。
2. 旧野田政権が行った「4大臣会合」で使用した「暫定安全基準」(旧原子力・安全保安院作成)は安全基準として合理性がある。(妥当である)従って関電は安全性に関する主張を尽くしたといえることができる。
3. 債権者の指摘する危険性はこれを覆すものではない。
 - ① (異常発生時) 制御棒挿入時間2.2秒とする定めは許容値であり、安全性に関する目安の時間に過ぎない。これを越えたとしても具体的に危険性があるとはいえない。
 - ② F-6破砕帯(重要棟直下の破砕帯で活断層かどうか、原子力規制委員会が審議中)は地滑りによる破砕帯の可能性が高く、活断層である証拠はない。
 - ③ 津波に関しては大飯原発のクリフエッジ(安全限界)である11.4メートルを超える大津波が襲来する可能性を認めることはできない。(可能性はない)よって大飯原発稼働は安全上の基準を満たしている。

決定文及び要旨が一般非公開の理由

【民事裁判であり、憲法82条の規定に基づき、決定文及びその要旨は非公開とする】(大阪地裁・総務課・広報係 氏家裕美係長の非公開理由説明)

【憲法82条】 裁判の公開についての規定

裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う。裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞(おそれ)があると決した場合に、対審は、公開しないでこれを行うことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

【参照資料】『関電大飯原発3・4号機運転差し止め仮処分命令申し立て事件』(大阪地裁・第1民事部平成25年4月16日決定) の『決定理由要旨』この文書の公開は大阪地裁は拒否したが、債権者である『おおひ原発止めよう裁判の会』のサイトに決定文とともに掲載されている。
<http://www.jca.apc.org/mihama/>

福島原発危機は続いている－危機的状況を全く報じない大手マスコミ 検証してみよう、3.11以降マスコミは何を報じたか

新聞・テレビを信頼して大丈夫か？

『広島2人デモ』の第34回、36回、41回、44回のチラシでもご報告したように、「福島第一原発（F1）の危機」はいまだ去っていないばかりか、事故処理のために排出する放射能のため、全く新たなタイプの危機が増大しています。しかし何といたってもその「危機」の中心は未処理のままただ水で冷やして現状維持を保っている原子炉内、燃料プール内の核燃料でしょう。「第1事故」をはるかに上回る「第2事故」の危険といつも隣り合わせて私たちは今生活を送っています。福島現地の人からはその不安に悲鳴に近い声も、先日の「長時間停電」あるいは先日の地震の時に聞こえてきました。全く同感です。

しかし大手マスコミは新聞・テレビを含めて、F1が依然として危機的状況にあることを伝えません。このまま大手マスコミを信頼して大丈夫なのでしょうか？皆さん、どう感じているのでしょうか？あるいは憂慮する私たちが「妄想狂」なのであって、「冷静」かつ「沈着」な新聞・テレビが実態を伝えているのでしょうか？考えても見て下さい。仮に第2事故がおこれば、アベノミクスもTPPも経済成長も「三本の矢」も何もかもあったものではありません。ここで新聞やテレビを信頼していても大丈夫なのかどうか、日本の代表的な「高級紙」朝日新聞を使って検証してみましょう。「3.11」後も日本のマスコミは、政府・東電や経済界と一体になって、事態を過小評価し続け、社会の沈静化のみに精力を割いて、決して実態を伝えなかったばかりか、「放射能は直ちに健康に影響はない」と私たちに刷り込み続けてきた一端が明らかになるでしょう。

巨大核のゴミ捨て場と化する現在の福島第一原発敷地

2013年（平成25年）1月31日時点



『東京電力（株）福島第一原子力発電所 構内配置図』（平成25年1月31日）（「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況（概要版）」資源エネルギー庁・東京電力株式会社 2013年1月31日）より作成。地図はgoogleマップ直近の航空写真。＜作成は網野沙羅＞

3号機プールの危機そっちのけで 自衛隊宣伝に走る政府・マスコミ

2011年3月14日、3号機の使用済み核燃料プールは、危険な徴候を示していました。原子炉建屋が大規模な水素爆発を起こした後、翌15日午前6時14分煙が発生、午前10時22分建屋付近で400mSv（0.4Sv）/hという高濃度の放射線量。ほぼ人は近寄れません。16日には午前8時34分、10時と連続して大きく白煙が噴出。この時点では格納容器爆発の恐れも懸念されました。10時45分、共用の中央制御室から作業員に対して退避命令が出されました。11時14分、**白煙は「使用済み核燃料プール」からの蒸発と判定され、このことは3号機使用済み核燃料プールに破滅的な危機が迫っていることを示していました。実際のところ自衛隊宣伝のための「ヘリコプター・ショー」にうつつをぬかしている場合ではなかったのです。**下記の紙面が朝日新聞3月18日朝刊1面記事です。派手に自衛隊の活躍を伝えてはいますが、この時3号機プールは危機的状態だったのです。**自衛隊の散布した水は「ヘリ・ショー」まで含めてわずか100トン**でした。（下記表参照のこと）しかも恐る恐る放出した水はほとんど逸れています。当たり前です。3号機プールの水量は約1500トン。外から満水にしようと思えばその倍3000トンの水を命中させる必要がありました。こうして東京消防庁のハイパーレスキュー隊が19日・20日と出動し4244トンの水を命中させて、3号機はやっと破滅的危機状態を脱したのです。この間朝日新聞をはじめ大手マスコミは、3号機の状況を全く伝えず、政府のシナリオどおり、普段厄介者扱いされている自衛隊の「存在意義の大宣伝」に務めていました。しかし私たちは知っていました。原子力災害対策本部が刻々公表する報告資料をインターネットで読んでいたからです。新聞とテレビしか情報源のない国民はこの危機からつんば棧敷に置かれていました。

詳しくは網野イサク検証記事「福島原発事故：3号機プール鎮圧に見る菅政府の犯罪行為」を参照のこと
<http://www.inaco.jp/isaac/shiryo/zatsukan/026/026.html>

【3.11から7日目】

（朝日新聞 2011年3月18日金曜日大阪本社版1面）



使用済み燃料プールへの注水

	実施	水量計	割合
自衛隊	3月17日、18日	100トン	1.90%
警察機動隊	3月17日	44トン	0.80%
緊急消防援助隊	3月19日、20日 22日、25日	4,224トン	80.30%
東電	計延べ13日	892トン	16.9%
累積水量合計		5,236トン	

【参照資料】原子力災害対策本部発表の「2011年福島第一・第二原子力発電所事故について」
4月15日17:00現在版の64p
<http://www.inaco.co.jp/isaac/shiryo/pdf/201104151700genpatsu.pdf>

『放射能安全神話』のイデオログが次々登場

事故から1週間も経つと早くも、『放射能安全神話』のイデオログたちが次々と新聞やテレビ画面に登場して、「ただちに健康に影響はない」とか「今のレベルでは大丈夫」とか「放射能を無闇に恐がるのはかえってよくない。正しく恐がりましょう」とか社会不安の沈静化にこれつとめま。事実ならば良かったのですが、事実は真逆で「放射線被曝には安全量はない」のですから、国民を被曝強制に誘うことになり、これらイデオログ（デマゴグというべきか）たちの行為は犯罪的です。

朝日新聞は早くも**事故から10日目、放射線医学の専門家で大権威の長崎大学・医学部の山下俊一教授を登場させて、『放射能安全神話』**に読者に刷り込みます。（左下切り抜き参照のこと）一部引用します。

「福島では水1㍑あたり最高で308ベクレルのヨウ素131が見つかったが（厚生労働省の規制値は300ベクレル）、水は何㍑も飲み続けることはなく（?! **水こそ毎日多量に摂取する食品である**）、健康への影響は心配ない。」と述べています。

その翌年4月1日からは厚生労働省は新たな基準値を設け、**飲料水摂取1㍑あたり10ベクレル（放射性セシウム）**としました。この記事を信じて1㍑あたり300ベクレルは大したことではないと、摂取し続けた読者には、朝日新聞やマスコミはどう弁解するのでしょうか？

「現在原発から30km圏内を、避難や屋内退避の範囲としているが、妥当な判断だ。…拡大する必要はない。」村全体がほぼ30km圏外の飯館村の放射能汚染がひどく、避難対象地域とされたのはこの後のことでした。**山下教授も朝日新聞も一言の謝罪はおろか訂正記事も出していません。**

基準超過しても「人体に影響なし」

翌3月22日の朝日新聞朝刊トップは「福島・茨城・栃木・群馬のホウレンソウとかき菜」が出荷停止となったという記事でした。この決定を発表した民主党菅内閣官房長官の枝野幸男氏のコメントが引用されています。

「人体に影響を及ぼす数値ではないので、過剰な反応のないよう冷静に対処して欲しい。出荷停止にしているので（**といっても法的拘束力はない**）基本的に流通しているものに健康被害を与えるものはない」

そして何故か、**記事中では全く触れていないのに、3段階抜きの中見出しでは『基準超過 人体に影響なし』**が立てられています。多くの読者が記事を読まず、**見出しや中見出しを眺めて情報をインプット**

トすることを計算に入れた非常に悪質な見出しです。枝野氏も基準超過で「健康に害がない」とは言っていません。この時点で暫定基準値は、飲料水200ベクレル、牛乳・乳製品200ベクレル、一般食品500ベクレル、そして『100ベクレルを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しない』の但し書きがついていました。（**いずれも1kgまたは1㍑あたり。放射性セシウム=134と137の合算**）

新しい基準値が施行されたのが2012年4月。ちょうどこの記事から1年後です。多くの国民は政府の発表や新聞・テレビの報道を信じたでしょう。考えるとゾッとするような話です。もちろん朝日新聞もその他のマスコミも謝罪も訂正もしていません。それどころ

か彼らはこうそぶくでしょう。**「報道機関として政府の発表を書いたままだ。」**しかし、これは大本営発表広報宣伝機関ではあっても**ジャーナリズムではありません。**

これ以降マスコミの“報道”は、「福島原発事故は急速に収束されつつある」、「放射能は心配ない」という報道に加えて、復興を目指そう、福島産品を食べて応援しよう、「絆」を大切にしていこう、と極めて情緒的な「復興キャンペーン」を表に出し始めます。話は飛びますが、2012年になって強められた「広域震災がれき（実は低レベル放射性廃棄物ですが）処理キャンペーン」もこの復興キャンペーンの延長線上にあります。もちろんマスコミも全面的協力をしています。

放射能汚染食品許容制限値（基準値）

※単位は全てBq（ベクレル）/リットルまたはkg
※規制品目が多い場合、代表的品目を選んだ。
※日本はセシウム134と137の合算で項目名は「放射性セシウム」

代表的品目はその国の食生活環境によって食物が大きく違います。例えば日本では代表的品目は「米」ですが、ウクライナ・ベラルーシでは「パン・パン菓子類」になります。またジャガイモは寒冷地でも育つ作物であり露連国のウクライナやベラルーシでは大量に消費します。「魚・魚介類」はさして重要品目ではないのですが、日本では重要品目になります。

食品名	セシウム137	ストロンチウム90
日本（厚生労働省）	暫定基準値（2012年4月1日から実施）	
飲料水	10	規制なし
牛乳	50	規制なし
乳児用食品	50	規制なし
一般食品	100	規制なし
ウクライナの許容レベル（1997年6月25日/2006年改正施行）		
飲料水	2	2
牛乳	100	20
カッテージチーズ	100	20
卵	100	30
魚	150	30
野菜	40	20
ジャガイモ	60	20
ジャム	140	20
穀物	50	20
パン・パン菓子類	20	5
乳幼児食品	40	5

<資料出典> 2012年4月1日施行の「基準値」については「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（食品中の放射性物質に係る基準値の設定）」等について（概要）（厚生労働省2011年12月22日）を参照。
「ドイツ・フードウォッチ・レポート あらかじめ計算された放射線による死：EUと日本の食品放射能制限値」
http://hiroshima-net.org/gat-crow/shiryo/201109_dofu.html
より、ウクライナは同じレポート付属文書1表1（31p）及びウクライナ緊急事態省報告「チェルノブイリ事故後25年：未来へ向けての安全」の英文テキスト（2011年4月キエフ）9pを参照

【3.11から11日目】

（朝日新聞 2011年3月22日火曜日大阪本社版1P）

【3.11から10日目】

（朝日新聞 2011年3月21日月曜日大阪本社版3面）

3 10版 2011年(平成23年)3月21日 月曜日

正しく怖がること 必要

山下俊一・長崎大学教授に聞く

30㍑圏の拡大不要 ■水も大丈夫

世界保健機関(WHO)緊急対策医 野矢研二氏(長崎大学)は、福島原発事故の影響をめぐり、3月20日、長崎大学で記者会見を開き、福島県内での放射能汚染の現状について、専門家としての見解を述べた。

「福島第一原発の事故による影響は、何に注意すべきか、福島県内での放射能汚染の現状について、専門家としての見解を述べた。福島県内での放射能汚染の現状について、専門家としての見解を述べた。」

「福島第一原発の事故による影響は、何に注意すべきか、福島県内での放射能汚染の現状について、専門家としての見解を述べた。福島県内での放射能汚染の現状について、専門家としての見解を述べた。」

「福島第一原発の事故による影響は、何に注意すべきか、福島県内での放射能汚染の現状について、専門家としての見解を述べた。福島県内での放射能汚染の現状について、専門家としての見解を述べた。」

4県に出荷停止指示

福島・茨城・栃木・群馬のホウレンソウとかき菜、福島県の牛乳

基準超過「人体影響なし」

3月22日 火曜日

朝日新聞

大震災被災者数 毎日新聞より(21日現在)

死亡	8,805人
安否不明	18,335人

関連ニュース

農産物、風評被害防止へ先手
原発、電源復旧ならどう変わる
首相の被災地視察、一転中止に
「3・11」をかんがえる
震災支援、現地でなくても
「ひょうたん島」も壊れた
心のSOS 受け止めて
グループホーム 再建へ一歩
自閉症の子 わかって

テレビ・ラジオは20・22面
天気は25面

◆「しつもん! ドラえもん」は休みました。

計画

[illegible]